

補足説明資料

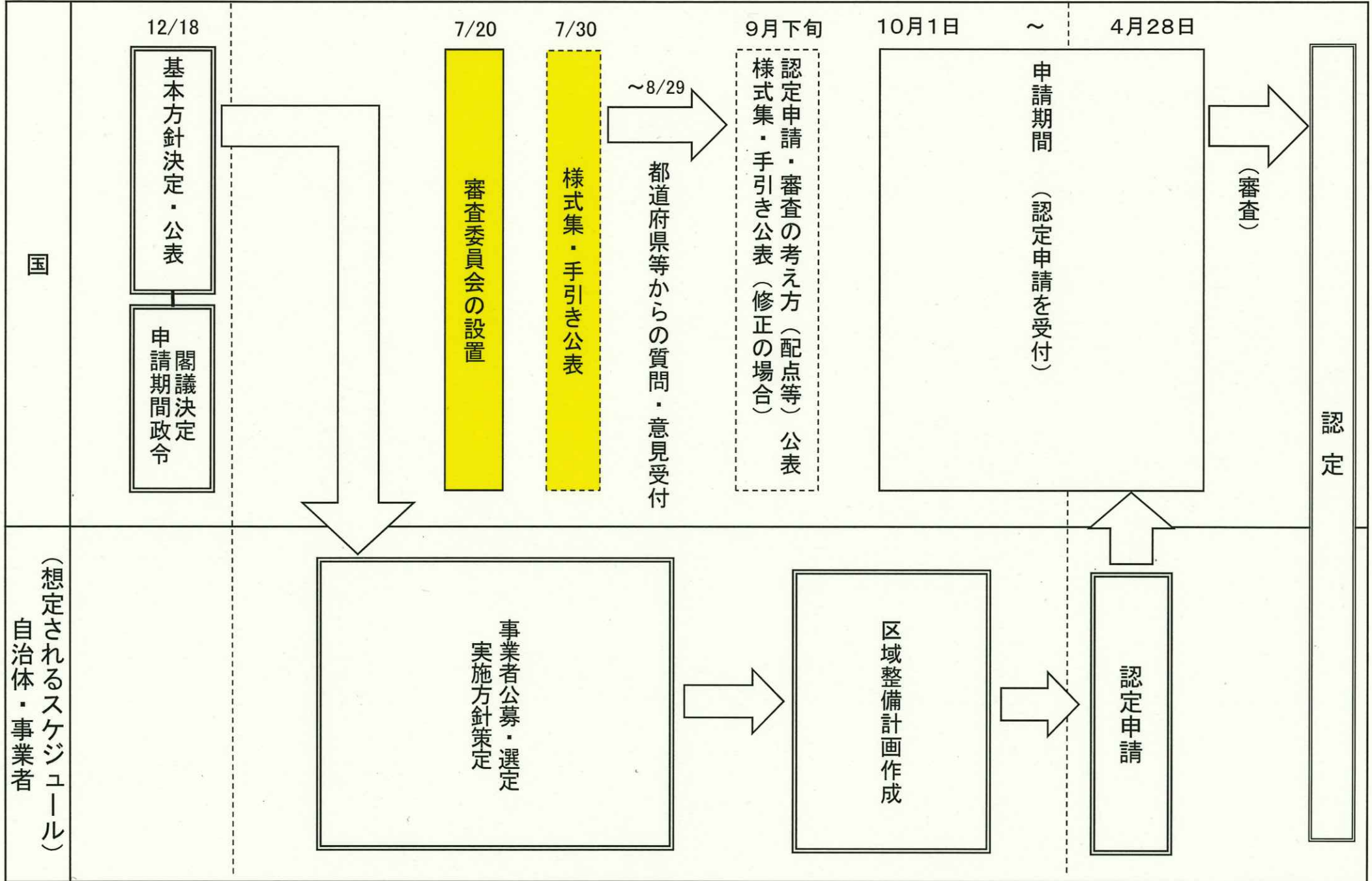
令和3年9月

1. 現状の動向とスケジュール

2020年

2021年

2022年



自治体の公募状況(9月15日時点)

	国	大阪府市
2019年 (令和元年)		事業者公募開始 (12月)
2020年 (令和2年)	基本方針策定 (12月)	資格審査結果公表(2月) 1者通過
2021年 (令和3年)	IR整備法施行 (カジノ関連) (7月) 申請受付開始 (10月)	参加資格書類追加受付 (3~4月)(追加受付なし) 提案審査書類提出期限 (7月頃) 1者提出 事業者選定 (9月頃)
2022年 (令和4年)	申請受付終了 (4月)	

自治体の公募状況(9月15日時点)

■主要IR事業者の地域別関心状況

大阪府市	
・MGM(米)+オリックス (日)	
2020年2月の参加資格審査提出企業(2021年4月は追加提出なし)	

大阪府市 IR 候補地

<概要>

- 地名：夢洲
- 所在地：大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか
- 所有者：大阪市（IR事業者と定期借地契約）
- 敷地面積：49ヘクタール



(出典)共同通信社

<広域図>



(出典)産経新聞HP

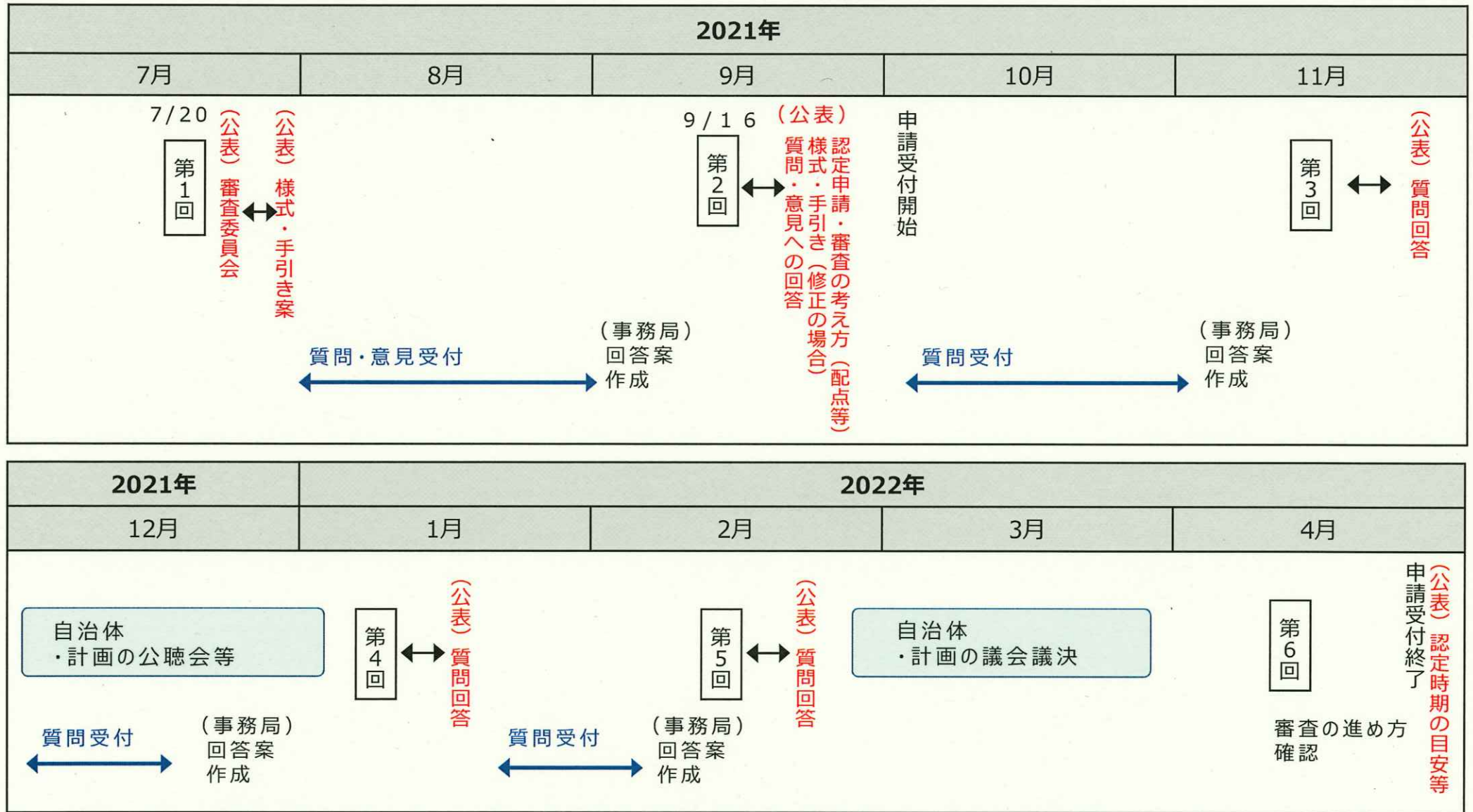
<周辺図>



※敷地Dは、当初開業から10年以内を目処に、IR区域を拡張整備するための予定地

(出典)大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画

スケジュール<申請受付終了まで>(第1回委員会補足説明資料)



(補足)

- ・質問・意見受付の対象は、IR整備法に基づく実施主体となりうる地方自治体(都道府県又は政令市)とする。
- ・質問回答は、申請者に共通で理解してもらうため、区域整備計画の申請者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、公開する。
(質問提出の際に、こうした内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすることの記載を求める。)

2. 認定申請・審査の考え方について

2-1. 資料構成

資料(公表分)の記載事項について

<基本的な考え方>

「区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項」については、基本方針記載事項をベースに、委員から頂いた意見を踏まえた事項を記載する。

基本方針記載事項

基本方針において、国土交通大臣が別途定めることとされている以下について記載。

- ① 審査委員会において評価を行うための項目ごとの配点(※)
- ② 申請書の提出先、提出方法その他の認定の申請手続に関する具体的な事項

(※)審査方法は非公開とする

委員から頂いたご意見

委員から頂いた意見の以下について記載。

- ① 審査に当たっては、申請者から審査委員会に対するプレゼンテーションを行うこと
(プレゼンテーションの日程等の審査の詳細については、今回公表せず、区域整備計画の申請を行った者に対し別途通知する。)
- ② 提出された区域整備計画について、審査過程で記載の誤りが発見された場合の扱い
 - ・ 審査過程で誤りが発見され、申請者に修正を求めた場合、内容を更に増してくる可能性があり(修正という名目で追記をしてくる可能性があり)、申請期間後の対応としては、公平ではない。
 - ・ このため、申請期間内であれば差し替えを可とするが、申請期間後であれば不可とし、誤ったものを前提に審査する旨を記載する。

区域整備計画に誤りがあった際の対応について

受付開始
(令和3年10月1日)

受付終了
(令和4年4月28日)

計画認定

- ・申請受付期間内であれば、自治体等が記載事項に誤りを発見した場合、区域整備計画の差し替えは可能。

- ・ただし、再度議会議決等の手続きが必要。

- ・申請受付期間終了後、審査段階においては、区域整備計画の差し替えはできない。

- ・記載事項に誤りがあった場合でも、IR整備法告示に定められている記載事項について何らかの記述があれば、既に受理した(誤りを含む)計画で審査を行うこと自体は法令上問題ない。

- ・このため、記載内容に誤りがあっても、それを前提として審査を行う。

- ・記載事項の誤りを修正する場合、区域整備計画の認定後に変更手続きを行う。

2. 認定申請・審査の考え方について

2-2. 配点案

配点の基本的な考え方について(案)

- ・ 基本方針で定められた評価基準ごとに、優れた区域整備計画を認定する観点からの重要性等を勘案し、配点を検討。
- ・ 各評価基準のうち、以下に係る項目については、高い得点を配点。
 - IR整備法の目的及び附帯決議で求められた事項への対応
(観光及び地域経済の振興、ギャンブル依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除)
 - 基本方針で定められたIR整備の目標
(MICE開催件数の増加、2030年インバウンド6000万人・観光消費額15兆円への貢献、世界に向けた日本の魅力発信、国内各地への送客機能強化)
 - その他世論への懸念事項への対応
(IR事業の実現性・継続性、コロナ等の感染症対策、地域との良好な関係)
- ・ 特に、ギャンブル依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除については、IR整備法案の附帯決議においても対応が強く求められており、また、IR事業推進に関する世論の懸念が強いことから、高い点数を配点。

配点案

		評価項目	配点案
ア 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与 (450点)	(ア)IR区域全体 (100点)	①IR区域全体のコンセプト	30
		②IR区域内の建築物のデザイン	30
		③IR施設の規模	10
		④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード	30
	(イ)MICE施設 (120点)	⑤MICE施設の規模	20
		⑥MICE施設の機能・設備等	50
		⑦MICEの誘致・施設の運営方針等	50
	(ウ)魅力増進施設 (50点)	⑧魅力増進施設	50
	(エ)送客施設 (50点)	⑨送客施設	50
	(オ)宿泊施設 (60点)	⑩宿泊施設の規模	20
		⑪レストラン等の付帯サービス	10
		⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制	30
	(カ)その他施設 (30点)	⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設	30
	(キ)カジノ施設 (20点)	⑭カジノ施設のデザイン・配置	20
	(ク)IR区域が整備される地域及び関連する施策等 (20点)	⑮IR区域の交通利便性	5
		⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等	15

配点案

		評価項目	配点案
イ 経済的社会的効果 (150点)	(ア)観光への効果 (50点)	⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果	50
	(イ)地域経済への効果 (50点)	⑱地域経済への効果	50
	(ウ)2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 (50点)	⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	50
ウ 事業を安定的・継続的かつ安全に運営できる能力及び体制 (200点)	(ア)IR事業者等の事業遂行能力 (50点)	⑳IR事業者等の事業遂行能力	50
	(イ)財務の安定性 (50点)	㉑財務の安定性	50
	(ウ)防災・減災対策、コロナ等の感染症対策 (50点)	㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策	50
	(エ)地域との良好な関係構築のための取組 (50点)	㉓地域との良好な関係構築のための取組	50
エ カジノ事業の収益の活用 (50点)	カジノ事業の収益の活用 (50点)	㉔カジノ事業の収益の活用	50
オ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等 (150点)	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等 (150点)	㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	150

計1000点満点

2. 認定申請・審査の考え方について

2-3. 審査方法

採点方法について

- 各委員の専門分野に関する評価項目の初回審査を実施した後、全委員が全評価項目の採点を行う。
- 評価項目ごとに、各項目の配点に応じた率を掛けて、各項目の点数を算出。
- 各委員の採点結果を平均し、提案のあった区域整備計画の採点を決定。

■ 区域整備計画の申請受付後の審査の流れ

- ・各委員は、各々の担当分野に関する計画の初回審査(点数は付けない)を実施。委員会で他委員に審査結果を説明。



- ・各委員は、各々の担当分野の委員の説明内容を参考に、全項目の採点を実施。
- ・全委員の採点を平均した採点結果を共有。



- ・計画の申請者から審査委員会に対してプレゼンテーションを実施。各委員は、必要に応じ各採点を修正。
- ・全委員の採点を平均し、最終的な点数とする。

■ 5段階評価による採点

評価	評価結果	採点の計算
A	非常に優れている。	配点 × 100%
B	優れている。	配点 × 75%
C	評価すべき点がある。	配点 × 50%
D	平凡な内容である。	配点 × 25%
E	特段評価すべき点がない。	配点 × 0%

※ 委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(B+、C+、D+、E+)を認める。
(参考:同種事例の新国立競技場等の事業者選定手続きにおいても、同様の採点の計算方法を用いている。)

計画の認定について

- 上限3の範囲内で優れた計画を認定する観点から、採点の結果一定の点数以上の計画を認定。
- 認定の対象ラインについては、以下全てを満たすことを一つの目安とし、引き続き検討。
 - ・平均点で満点の次位のB評価(優れている)相当である750点以上であること
 - ・高い配点項目については、平均点で少なくとも50%のC評価(評価すべき点がある)以上の点数となること。
(例えば、ギャンブル依存症対策だと満点150点に対し、75点以上となること)

■採点結果のイメージ

		評価項目	配点	委員1		委員2		委員3		合計 得点	平均 得点
				評価	得点	評価	得点	評価	得点		
ア.国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ア)IR区域全体	①IR区域全体のコンセプト	30	B	22.5 (30×0.75)	B	22.5	A	30	75	25
		②IR区域内の建築物のデザイン	30	C+	18.75 (30×0.625)	B	22.5	C	15	56.25	18.75

平均得点の合計点が、委員会としての得点

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

7 認定審査の基準

(3) 評価基準

…評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、**認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定**するものとする。

段階的評価、素点評価、素点・評点評価の比較

	段階的評価	素点評価	素点・評点評価
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 各委員で、評価水準の認識を統一させることが可能 判断基準を用いることで、採点理由の説明が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員独自の考え方に基づく採点が可能 採点評価の選択肢が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員で評価水準の認識をある程度一致させつつ、各委員独自の採点評価が可能 採点評価の選択肢が多い
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 評価の選択肢が必ずしも多くはなく、各委員独自の採点を行いにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員の点数に対する考え方にバラツキが生じる 「優れている」ラインの評価を可視化することが困難 微妙な点の差の説明が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定手続きでは前例がない 各委員の点数に対する考え方にバラツキが生じる 微妙な点の差の説明が困難

<素点・評点評価のイメージ>

素点	評点
750点以上	優れている。
500～749点	評価すべき点がある。
250～499点	平凡な内容である。
0～249点	特段評価すべき点がない。

3. 質問及び意見への回答の作業について

質問・意見について

【質問・意見の受付状況】

質問計68、意見計7

	大阪府市	
質問	22	
意見	3	

【質問・意見の回答数(公表分)】

質問計49、意見計1

- ・計画の記載方法など一般論としての質問であって回答を公表して共有すべきものは公表と整理
- ・別組織(カジノ管理委員会)に対する質問・意見など、様式・手引きと直接関係ないものは非公表と整理

今後、9月下旬の回答を予定。